

正蓮寺川公園内における花壇管理ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本登録制度により、正蓮寺川公園内における花壇において、区の花であるチューリップを基本に栽培及び花壇の管理を実施することで、地域における環境美化活動の高揚を図ることを目的とする。

(ボランティア活動内容)

第2条 本登録制度によるボランティア活動は、当該各号に定めるところによる。

(1) チューリップの栽培

当区が提供するチューリップの球根を当区が指定する花壇の区画に11月ごろに植え、定期的な水やりを含む栽培を行う。また、6月ごろに球根を掘り上げ、風通しの良い日陰で秋まで保管し、その後当区へ球根を返納すること。

(2) 花壇の管理

第8条に関する事。

(登録の申請)

第3条 前条の活動意思をもつ団体は、区長に対し、ボランティアとしての登録を申請することができる。

2 前項の申請は、別に定める第1号様式に必要事項を記入し提出することにより行う。

3 第1項の申請は、区長が一定の期間を定めてその期間に対しての募集をするときに限り受け付けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、第1項の申請を受け付けることができる。

5 次の各号のいずれかに該当する団体は、第1項の申請を行うことができない。

(1) 18歳以上の者がいない団体

(2) 第7条第1項第3号から第5号の規定により登録を取り消された団体

(登録等)

第4条 区長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた団体を登録のうえあわせて別に定める第2号様式を当該団体へ通知する。なお、同一区画に複数の申出があった場合は、抽選により1区画あたり1団体のみ登録することとする。

(登録期間)

第5条 前条により登録した場合の登録期間は、第3条第3項の募集の際に、あわせて明示することとする。

(登録事項の変更)

第6条 第4条により登録を受けた団体は、第3条第1項の規定により申請した事項に変更があったときのみ、速やかに別に定める第3号様式の提出を行わなければならない。

(登録の取消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に定める期間を経過したとき
 - (2) ボランティアの活動を続けることができなくなり別に定める第4号様式の提出を行ったとき
 - (3) 虚偽その他の不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
 - (4) 本登録制度の信用を著しく損なったとき
 - (5) その他活動内容等がふさわしくないと区長が認めたとき
- 2 区長は、前項第3号から第5号の規定により登録を取り消したときは、その旨を別に定める第5号様式により通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 ボランティア活動にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 植え付け、手入れ、除草、清掃、廃棄物の処理などを適切に行い、常に良好な美観の維持に努めること。
- (2) 花壇の管理に際して、周辺環境及び他の公園利用に支障を及ぼさないこと。
- (3) 花壇に起因する事故・クレームなどが生じた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 花壇の植栽はチューリップのみとする。ただし、第10条第2項による許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 当区が行うのはチューリップの球根の提供のみであり、それ以外の一切の経費は自己負担すること。
- (6) 花壇内に、管理するものの団体名を掲出すること。掲出物は、確実に固定し、通行の妨げとならず第三者が触れても危険のない安全なものとする。
- (7) 花壇の重大な損壊・事故等が生じた場合、当区へ速やかに報告し、その指示に従うこと。

(撤去及び原状回復)

第9条 第7条第1項により登録の取消しとなった場合は、当区が提供しているチューリップの球根をのぞき、原状回復を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、本登録制度の実施に関し必要な事項及び各種様式は、別に定める。

2 第4条の登録を受けた団体は、あらかじめ当区へ別に定める第6号様式により申請し、別に定める第7号様式の許可を受けた場合は、チューリップの球根に影響を与えない範囲で、第7号様式の許可を受けた花苗を栽培することが可能である。なお、遵守事項等は本要綱に準じる。

3 前項の申請は、次の各号に該当する花苗等は申請できない。

- (1) 食用を目的とする植物
- (2) 花壇の区画を越えて繁茂するおそれや移植・維持管理が困難となる樹木等、または刺のある植物など
- (3) 第三者に危険を及ぼすおそれのある植物など

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

各種様式は、別に定める。

この要綱は、正蓮寺川公園に公園愛護会制度実施要綱に基づく公園愛護会の設立時、又は「ふれあい花壇」活動支援事業実施要綱に基づくふれあい花壇の設置時限り、その効力を失う。